

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年4月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1700394 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 1800001 号

第 1 結論

昭和 51 年*月から昭和 58 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年*月から昭和 58 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は父親が行い、保険料についても父親が納付してくれていたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の保険料を父親が納付してくれていたとしているところ、父親は、自身の国民年金加入期間において保険料を全て納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、国民年金記号番号払出簿、オンライン記録及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 5 月又は同年 6 月頃に払い出されたものと推認されることから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、昭和 51 年*月 (20 歳到達時) まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続が行われたとみられる時期を基準とすると、請求期間のうち、昭和 56 年 4 月から昭和 58 年 3 月までの保険料は過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする父親は既に亡くなっていることから、請求期間当時の状況について確認することはできず、請求者に係る請求期間の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、上述の昭和 58 年 5 月又は同年 6 月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であったことから、父親が請求者に係る請求期間の保険料を現年度保険料として納付することはでき

なかったものと考えられる。

さらに、請求期間のうち、昭和 51 年*月から昭和 56 年 3 月までの保険料については、上述の加入手続が行われたとみられる時期（昭和 58 年 5 月又は同年 6 月頃）を基準とすると、既に 2 年の時効が成立しており、当該期間の保険料を遡って納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、請求期間のうち、昭和 56 年 4 月から昭和 58 年 3 月までの保険料については、上述のとおり、過年度保険料として遡って納付することが可能であったものの、i) 父親は既に亡くなっているため当時の状況を確認することができないこと、ii) 請求者は、父親から遡って保険料を納付したと聞いたことはなく、請求者自身も遡って保険料を納付した覚えがないとしていること、iii) 請求者の国民年金被保険者台帳の昭和 56 年度及び昭和 57 年度の摘要欄には、「納付書送付」との記載はあるが、同台帳において、これら年度の保険料が納付された形跡は見当たらないことから、請求期間のうち、昭和 56 年 4 月から昭和 58 年 3 月までの保険料を過年度保険料として納付していたと推認する事情を導き出すことができない。

このほか、A 市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、昭和 58 年 4 月以後の保険料は納付済みとされているものの、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない上、父親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。